

## 揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

## 揖斐都市計画

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、揖斐川町の一部、大野町の全域、及び池田町の一部で形成されており、本区域南側で大垣都市計画区域、東側で本巣都市計画区域と接していますが、北側及び西側については都市計画区域外となっています。

また、揖斐川、根尾川、粕川の扇状地である本区域は、揖斐地域（揖斐川町、池田町、大野町）の玄関口に位置し、岐阜県の中核都市（岐阜市、大垣市）と福井県及び滋賀県をつなぐ交流都市の役割も担っています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を「水と緑に抱かれた新郷土文化圏の形成を目指し、音色豊かなトライアングル（自然健幸・快適・つながり）都市の建設」と設定し、「水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり」、「健康で安全・安心に暮らせるまちづくり」、「快適、便利、機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり」、「活力と豊かな暮らしのあるまちづくり」、「住民参加・協働によるまちづくり」を進めます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2019年（令和元年）に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年（令和12年）を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のとおり変更するものです。

揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(揖斐都市計画区域マスタープラン)

---

岐 阜 県

## 目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	2
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	6
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	8
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
3	区域区分の決定の有無	12
3-1	区域区分の有無	12
4	主要な都市計画の決定の方針	14
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	14
1.	主要用途の配置の方針	14
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	14
3.	市街地の土地利用の方針	15
4.	その他の土地利用の方針	15
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	16
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	17
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	19
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	20
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	20
2.	市街地整備の目標	20
3.	その他の市街地整備の方針	20
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	20
1.	基本方針	20
2.	主要な緑地の配置の方針	21
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	22
4.	主要な緑地の確保目標	22

## 1 当該都市計画区域における現状と課題

### 1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

揖斐都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する揖斐川町、大野町、池田町（以降、「3町」という。）では、各町の総合計画における将来像を「自然健幸のまち いびがわ」（揖斐川町）、「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」（大野町）、「ぬくもりがあふれるまち 池田町」（池田町）と定め、次のような基本方針に基づいたまちづくりを進めています。

町名	基本方針
揖斐川町	将来像：「自然健幸のまち いびがわ」 1. ひとと自然が調和した活力と魅力あるまち 2. 安心な暮らしをみんなで支えるまち 3. 豊かな人間性と郷土愛を育むまち 4. 調和と創造でデザインするまち
大野町	将来像：「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」 1. 「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち 2. 郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち 3. 快適な暮らしを支える自然と共生した持続可能なまち 4. 「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち
池田町	将来像：「ぬくもりがあふれるまち 池田町」 1. 子供や若者が健やかに育ち、この地で育ったことに誇りを持てるまち 2. 多種多様な人々が生活で困ることなく、元気に暮らすことができるまち 3. 町内外で活発な交流が行われ、活気にあふれているまち 4. 暮らしが快適かつ豊かであり、安心・安全に暮らすことができるまち 5. 住民と協働し、スリムで健全な町政運営ができるまち

各町の総合計画における将来像をみると、それぞれ「自然健幸」、「快適」、「ぬくもり」というテーマでまちづくりを進める方針となっていますが、都市計画としてのまちづくりの具体的方向性としては、以下の5項目に整理されます。

1. 水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり
2. 健康で安全・安心に暮らせるまちづくり
3. 快適、便利、機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり
4. 活力と豊かな暮らしのあるまちづくり
5. 住民参加・協働によるまちづくり

## 1-2 まちづくりの現況

本区域は、人口減少や少子高齢化が急速に進行していますが、(都)東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ（以降、「インターチェンジ」という。）開通に合わせて、新たな産業地の整備や道路網の構築が計画されています。

既成市街地においては、新耐震基準以前に建てられた建物が多く、また狭あい道路も多いことから、安全・安心に暮らせる市街地形成の推進が必要となっています。

また、区域内に存在する自然・観光資源等を保全・活用し、魅力あるまちづくりを進めています。

### (1) 水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり

#### ① 自然環境の状況

- ・本区域は、揖斐川、根尾川等の河川の扇状地として生まれた地区で、その都市の構造としては、中央部を揖斐川が南東に流下し、北西部を山林で囲まれ、山地と河川の間には、平らな一団の農地が広がるという豊かな自然環境の中で街道沿いに集落が集積しています。
- ・虫食いの宅地開発による流域の保水機能低下とともに、地域の貴重な自然（農地、山林）が減少しています。
- ・公共下水道は、池田町及び揖斐川町の一部で供用されており、水質汚濁等は徐々に改善が図られています。

#### ② 観光資源等の状況

- ・いびがわマラソン、大野町バラまつり等代表的なイベントが開催されています。
- ・本区域内における観光資源やレクリエーション施設のネットワークや連携を高めていく必要があります。

### (2) 健康で安全・安心に暮らせるまちづくり

#### ① 交通安全性の状況

- ・既成市街地では狭あい道路が多く、車のすれ違いや歩行者の安全確保が困難な状況です。

#### ② 都市防災の状況

- ・揖斐川や根尾川等河川沿いの低地では、浸水想定区域が広がっています。
- ・山沿いの地域では、土砂災害警戒区域が広く指定されており、一部、土砂災害特別警戒区域も指定されています。
- ・既成市街地では、新耐震基準以前に建てられた建物が多く存在します。

- ・空き家が増加の傾向にあります。

### ③ 人口の動向

- ・3町の人口は2005年以降減少傾向にあり、本区域内の人口総数は63,873人（2015年）です。
- ・老年人口（65歳以上）の占める割合は、約29%（2015年国勢調査）と高く、現在も老年人口の増加が進んでいます。
- ・一方、年少人口（14歳以下）の占める割合は減少が続き、約14%（2015年国勢調査）となっています。

## (3) 快適、便利、機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり

### ① 基盤整備の状況

- ・都市計画決定している施設は、道路9路線、公園1箇所、火葬場1箇所、汚物処理場1箇所、ごみ処理場1箇所及び下水道の一部（2018年度末）となっています。
- ・本区域における都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）については、40.90kmが都市計画決定されており、このうち整備済み延長は4.79km（整備率11.7%）、配置密度0.055 km/km<sup>2</sup>（2017年度末）となっています。
- ・市街地内における面整備が遅れ、狭あいな生活道路が多く残されています。
- ・本区域における汚水処理人口普及率は、86.2%（2018年度末）となっています。

### ② 市街化の動向

- ・本区域における市街地は、揖斐川町の三輪地区、大野町の黒野地区及び大野地区、池田町の六之井地区及び池野地区に形成されています。
- ・人口集中地区（DID）はなく、市街地内においても人口の集積が低い状態にあります。また、住・商・工が混在する市街地が多くみられます。
- ・宅地開発の無秩序な分散により、虫食いの農地転用がなされています。

### ③ 交通の状況

- ・都市計画道路は未整備区間が多く、広域的な道路ネットワークの構築が必要です。
- ・公共交通機関として養老鉄道養老線やコミュニティバスが運用されていますが、その利用者は減少しています。

#### (4) 活力と豊かな暮らしのあるまちづくり

##### ① 産業の動向

- ・工業等職業を得る場所が少なく、昼間人口の流出超過、若者の転出等地域活力の衰退がみられます。
- ・郊外における幹線道路沿道への大型商業施設の立地により、中心市街地における商業活動が衰退しています。

#### (5) 住民参加・協働によるまちづくり

##### ① 住民自治の状況

- ・地方分権が進む中、それに対応した住民自治が必要となっています。

##### ② 協働によるまちづくりの状況

- ・自治組織やボランティア団体、NPOなどの自主的な活動組織の充実を図り、行政との協働によるまちづくりが進められていますが、より一層の充実が必要となっています。

### 1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

#### (1) 良好な自然環境の保全・活用

地域の財産である自然環境の保全を図るため、計画的な土地利用を推進するとともに、適切な自然資源の活用や広域ネットワークにより、住民に親しみやすく誇りを持てる都市空間を創造する必要があります。

- ・山林や河川等自然環境の保全と有効活用
- ・農地の適正な保全
- ・公共下水道の整備促進
- ・本区域内における観光資源のネットワークや本区域全体としての取組みの強化による観光資源等の活用

#### (2) すべての人にやさしいまちづくり

超高齢社会への配慮はもちろん、子供も含めたすべての人が快適で安心して生活できる空間を形成する必要があります。

- ・狭い道路の解消、歩行者の安全確保の推進
- ・密集市街地の耐震化の促進
- ・浸水被害対策・土砂災害対策の強化



- ・高齢者や障がい者、子育て世帯等に対応した人にやさしいまちづくりの推進

### **(3) 快適、便利、機能的で豊かな生活空間の形成**

幹線道路、公園等の都市施設が確保され、土地の合理的利用がなされた良好な居住環境の形成を目指す必要があります。

- ・都市計画道路の整備促進
- ・公園・緑地等の都市施設の都市計画決定と整備促進
- ・主要な生活道路の整備
- ・住宅、商業、工業機能の適正配置
- ・無秩序な用途混在に対する対応
- ・優良な住宅・宅地の計画的誘導
- ・公共交通機関の活用・充実

### **(4) 東海環状自動車道を骨格に活力ある地域産業の創造**

インターチェンジ等により飛躍的に伸びる都市間交流の可能性に対応して、交通体系や都市基盤の整備を推進し、活力ある地域産業の創造を目指す必要があります。

- ・農地・林地のレクリエーション施設としての活用等多面的利用の推進
- ・工業施設の他、商業施設や交流・観光施設、医療施設を含めた複合的な土地利用を想定した面整備の推進
- ・インターチェンジを含めた都市計画区域内交通体系の整備

### **(5) 住民参加・協働によるまちづくり**

地方分権が進む中、自治組織やボランティア団体、NPOなどの自主的な市民団体への支援、組織の充実を図り、さらなる行政との協働によるまちづくりの必要があります。

- ・自治組織、ボランティア団体、NPOなどの市民団体へのさらなる支援、充実
- ・市民団体と行政との協働によるまちづくり

## 2 都市計画の目標

### 2-1 都市づくりの基本理念

本区域は、ほぼ同じ程度の行政人口をもつ3町で構成されており、それらが相互に響き合っこそ揖斐地域（揖斐川町、大野町、池田町）という文化圏の新しい創造が可能になると考えられます。

そのような視点により、各町におけるまちづくりの方針を踏襲した将来像のテーマ（自然健康・快適・ぬくもり）が音色豊かに響き合うことを目標にして、以下のような都市づくりの基本理念を設定します。

さらに、この基本理念を実現するため、「水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり」、「健康で安全・安心に暮らせるまちづくり」、「快適、便利、機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり」、「活力と豊かな暮らしのあるまちづくり」、「住民参加・協働によるまちづくり」を都市計画におけるまちづくりのテーマとして設定し、住民との協働により、まちづくりに取り組む方針とします。

基本理念	水と緑に抱かれた新郷土文化圏の形成を目指し音色豊かなトライアングル（自然健康・快適・ぬくもり）都市の建設
まちづくりのテーマ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水と緑という地域の自然資源を活かしたまちづくり</li> <li>2. 健康で安全・安心に暮らせるまちづくり</li> <li>3. 快適、便利、機能的等の豊かな生活空間のあるまちづくり</li> <li>4. 活力と豊かな暮らしのあるまちづくり</li> <li>5. 住民参加・協働によるまちづくり</li> </ol>

### 2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を、都市の機能をもとに、「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「農業・集落地域」、「森林・緑地地域」及び「複合地域」、の6つの地域に大別し、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

#### (1) 住居地域…「良好な居住環境の形成を目指す地域」

- ・既成市街地を中心とした商業地の周辺地域であり、将来市街化を誘導する範囲の位置をある程度想定し、農業地帯への無秩序な市街化を抑制する地域とします。このため、当該地域内においては、用途地域等を活用して良好な居住環境の維持及び形成を図ります。

**(2) 商業地域…「活力ある商業の振興を図る地域」**

- ・ 養老鉄道養老線の主要駅周辺や幹線道路沿道で、商業施設が立地する地域であり、商業・業務施設を中心に誘導する地域とします。
- ・ (都)大野揖斐川線、(都)池田揖斐川線沿道では、今後の都市計画道路の整備に合わせ、沿道型サービス施設等の立地を促進する地域とします。

**(3) 工業地域…「工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地域」**

- ・ 既存の工場集積地以外に、テクノパーク大野、(都)池田揖斐川線、(都)大野揖斐川線の周辺地域及び適地において、インターチェンジを中心とした都市計画区域内交通のネットワークの確立とともに、新たな工業用地の整備、新規企業の誘致等を図り、活力ある地域産業を創造する地域とします。

**(4) 農業・集落地域…「緑豊かなゆとりある住環境を目指す地域」**

- ・ 本区域の大部分を占める農地を含む農村集落が形成されている地域であり、優良な田園環境を保全し、農地と住宅地との調和を図る地域とします。

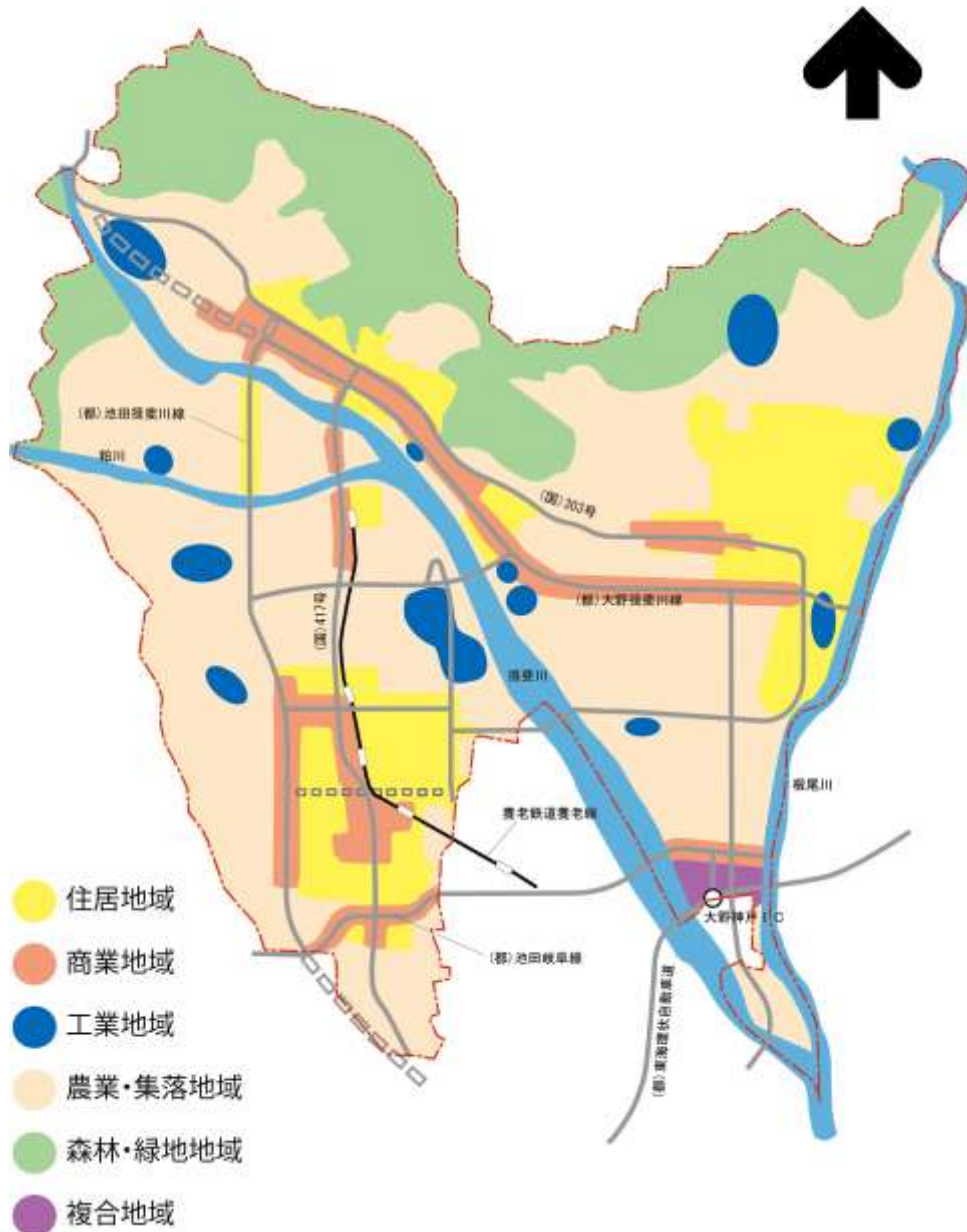
**(5) 森林・緑地地域…「観光・レクリエーションによる地域交流を図る地域」**

- ・ 森林等を活用した自然との交流地域として、公園・緑地等のレクリエーション施設の整備を推進し、自然環境との調和を図る地域とします。

**(6) 複合地域…「商業施設や工業施設の集積を図る地域」**

- ・ インターチェンジ周辺は、広域交通のポテンシャルを活かし、商業施設や工業施設の集積、及び広域を対象とした医療施設の整備を図る地域とします。

図：地域区分図



### 2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

#### (1) 集約型都市構造の実現

- ・ 高齢社会への対策や低炭素社会の実現を視野に入れた効率的な土地利用を図るため、本区域内の集落等と商業・行政機能の集積した地域や本区域外の都市とを円滑に移動できるよう交通体系を確保し、集約型都市構造の実現を目指します。

- ・既存の鉄道・バスの維持・充実、利用促進のための環境整備、新規の交通ネットワークの整備に努めます。
- ・新たな土地利用の需要に対しては、既存の市街地や集落内の低・未利用地の活用を図り、都市機能の集約化を促進します。ただし、広域道路網を活用し都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮しつつ計画的な土地利用を図ります。

## (2) 自然環境への配慮

本区域の特徴である豊かな自然資源と都市生活上の良好な環境を保全、形成するために、自然環境に配慮したまちづくりを推進します。

### ① 自然環境や緑地空間の保全

- ・河川・水路等の水辺空間や、優良農地、山林等の緑地空間を積極的に保全することとし、開発を行う場合には自然環境に配慮した計画的な市街地整備を進め、無秩序な市街化を防止します。

### ② 良好な水環境の保全

- ・水質浄化と衛生的な生活を支える下水道等の整備を推進し、良好な水環境の保全に努めます。

## (3) 都市の防災・防犯性の向上

まちづくりの原点は、安全であることを基本認識に持ちつつ、安全・安心して生活できる災害・犯罪に強いまちづくりを推進します。

### ① 災害に強い都市構造の形成

- ・木造密集市街地等防災上危険な地区においては、道路・公園・緑地・河川等を活用した延焼遮断空間の確保に努め、防災機能の向上を図ります。
- ・区画道路・広場等の地区施設や建築物、生け垣等のきめ細やかな誘導による地区レベルでの防災性の向上を図ります。
- ・災害時の緊急活動を支える避難路ネットワークと幹線道路ネットワークの整備を図ります。
- ・都市公園の整備等による防災拠点の整備を進めます。

### ② 住宅・建築物や公共施設の安全性の向上

- ・住宅・建築物の耐震性・不燃化向上による安全性の確保を図ります。
- ・道路・河川・官庁施設等の公共施設の耐震性向上を図ります。

③ ライフライン・情報通信システムの整備

- ・ライフライン(水道、ガス等)の耐震性能の強化を進めます。
- ・災害時等に情報を確保するために、防災情報ネットワークの整備を図ります。

④ 治水対策及び土砂災害対策の推進

- ・集中豪雨等による都市型水害やがけ崩れ・地すべり等の土砂災害等による被害を軽減するため、新たな土砂災害危険箇所をつくらないように農地や森林の無秩序な開発を抑制するよう誘導します。
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定、及び警戒避難体制の整備などのソフト対策、防災上重要度の高い河川の改修や砂防施設の整備等のハード対策を推進します。
- ・ハザードマップの活用により、危険箇所情報を公開する等、適切な治水対策を進めます。

⑤ 防犯・交通安全対策の推進

- ・密集した市街地では、狭あい道路の解消に努め、安全な歩行空間の確保を図ります。
- ・増加傾向にある空き家に対して、抑制や解消のための施策を検討します。
- ・街頭防犯カメラ・街路灯の設置等、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

**(4) 都市のバリアフリー化**

- ・ノーマライゼーションの理念を実現するため、高齢者や障がい者等を含むすべての人があらゆる施設を円滑に利用できる「障壁のない」人にやさしいまちづくりの推進を図ります。
- ・公園や道路、鉄道駅の公共交通機関の施設、公営住宅及び各種公共公益的施設等については、バリアフリー化の推進を図ります。

**(5) 良好な景観の保全・形成**

- ・農地や山林は本区域を形成する重要な景観要素であることから、保全を図ります。
- ・本区域を流れる河川についても重要な景観要素であることから、水質の浄化も含め良好な景観形成に努めます。

**(6) 産業の振興**

- ・地域の活力を高め、産業を活性化させるため、商業地・工業地の適切な配置・誘導を図ります。

① 商業施設の計画的な配置・誘導

- ・既存の商業地では、福祉・文化・教育等多様な機能の集約を図り、利便性の向上に努めま

す。

- ・幹線道路沿道等では、新たな商業施設の立地が予測されることから、無秩序な商業施設の立地を抑制し、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ・インターチェンジ利用者や地域住民の利便性向上のため、日常生活サービス機能を有する商業施設を誘致します。

## ② 新たな工業用地の整備

- ・インターチェンジや広域的幹線道路の周辺では、新たな工業用地創出のための面整備を検討し、企業誘致を図ります。

## 2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、揖斐川町の一部、大野町の全域、及び池田町の一部で形成されており、本区域南側で大垣都市計画区域、東側で本巣都市計画区域と接していますが、北側及び西側については都市計画区域外となっています。

また、揖斐川、根尾川、粕川の扇状地である本区域は、2019年にインターチェンジが整備されたことにより、岐阜県の中核都市（岐阜市、大垣市）と福井県及び滋賀県をつなぐ交流都市としての機能向上が、より一層求められます。

## 3 区域区分の決定の有無

### 3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

#### (1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

##### ① 地形その他の地理的条件

- ・本区域のほとんどが平地部となっていますが、既成市街地の周辺には優良農地が広がっており、農業振興地域における農用地区域として保全されています。
- ・本区域は、根尾川によって隣接する本巢都市計画区域とは物理的に分断されていますが、大垣都市計画区域とは地形的なつながりがあり、道路や公共交通で結ばれています。

##### ② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・将来の人口予測によれば、本区域内の人口は、2010年頃をピークに減少が続いており、2020年約61,900人、2030年約57,100人と推計されています。

##### ③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・2007年以後、年間商品販売額、製造品出荷額等ともに減少傾向を示していましたが、近年ではともにほぼ横這い傾向にあります。
- ・大野町、池田町において大型商業施設の立地や、工業用地の整備等が計画されています。
- ・(都)東海環状自動車道、インターチェンジの整備や、都市計画道路の整備推進等によって、今後、産業用地の需要が増加することが予想されます。

##### ④ 土地利用の現状等

- ・土地利用現況に占める宅地率は、本区域全体で約16%程度となっています。
- ・既成市街地の一部で、狭あい道路が多く、建蔽率の高い木造密集市街地がみられますが、近年は、市街地中心部の空洞化により空き地が増加しています。
- ・宅地の用途別現況によると、約70%が住居系用途で最も多く、次が工業系用途となっています。
- ・工業用地は、本区域全体に分散しており、既成市街地内にも工業の立地が多少みられます。



## ⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・下水道については、546ha（計画面積に対して81.9%が供用済み）が供用されています（2018年度末）。
- ・(国)303号、(国)417号の渋滞解消とインターチェンジへのアクセスといった都市計画区域内交通ネットワークの確立を図るため、都市計画決定された幹線道路網の整備促進を図ります。

## ⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・(都)東海環状自動車道、インターチェンジの開通により、インターチェンジ周辺において新産業地の形成を予定しています。

**(2) 区域区分の有無**

## ① 市街地の拡大の可能性

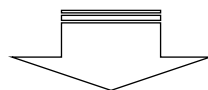
- ・本区域内の人口は、今後も減少傾向が続くことが見込まれるため、住居系市街地の拡大は少ないと想定されます。
- ・大型商業施設、工業用地、流通業務用地については、地域毎の市街地像と整合性を図りつつ、交通利便性の高いインターチェンジ周辺や鉄道駅周辺、幹線道路沿道等、特定の区域での開発に限定されると想定されます。

## ② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・既成市街地においては、道路、公園等の整備水準が低いため、防災、環境等に配慮した改善型の基盤整備により対応し、良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成を目指します。

## ③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・農地や山林、河川等自然的環境の整備又は保全については、本区域の都市づくりの基本理念である「水と緑に抱かれた新郷土文化圏の形成を目指し音色豊かなトライアングル（自然・健康・快適・ぬくもり）都市の建設」の実現のために重要な課題ではありますが、既に他法令（農業振興地域における農用地区域、保安林等）により保全されています。



以上により、本区域においては、一部地域においては市街地の拡大の可能性がありますが、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

## 4 主要な都市計画の決定の方針

### 4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 主要用途の配置の方針

##### (1) 住居系

- ・揖斐川町内の第2種中高層住居専用地域に指定されている地区については、住環境と調和しない用途や形態の建物の混在を防止して、快適で暮らしよい環境を維持します。
- ・住宅地については、既存の住居の集積が高い各町の中心部とその周辺に一体的になるように配置し、良好な居住環境の維持及び形成に努めます。

##### (2) 商業系

- ・各町それぞれに地域商業核を形成する方針とし、既成商業地の活性化とともに文化施設や住宅等の誘導を図り、住宅地と商業地が複合した市街地形成を目指します。
- ・古いまち並みの残る揖斐川町本町通では、道路修景や歩行者空間の整備等を検討し、観光客の誘致に努めます。
- ・(都) 大野揖斐川線、(都) 池田揖斐川線等の幹線道路沿道の商業地においては、無秩序な商業施設の立地の抑制に努め、日常生活を支える生活便利機能などの沿道サービス施設の立地誘導による商業地の形成を目指します。
- ・養老鉄道養老線の各駅周辺は、公共交通機関活性化にも重要であり、交通利便性が高い特性を活かして都市機能の集積を促進し、各駅周辺を核とした住・商共存地の形成を図ります。

##### (3) 工業系

- ・工業地については、インターチェンジ開通により、工場等の新たな立地の可能性が高まると予想されることから、計画的な立地を図るため、段貝籠工業団地、北部工業団地、白鳥工業団地等既成工業地及びその周辺に加えて、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線の交通利便性が高い地区に配置し、活力ある地域産業の創造を目指します。
- ・インターチェンジ周辺は、広域交通のポテンシャルが高く、本区域の玄関口となることから、工業施設や商業施設の集積する複合地域として、計画的な土地利用誘導を図ります。
- ・本区域西部の既存大規模工場周辺は、工場等の集約を図る地域として工業系用途地域の指定を検討します。

#### 2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

##### (1) 住居系

- ・主に低層住宅の立地する地区は低密度（容積率 100%以下）、その他の住宅地は中密度（容積率 200%）を基本としつつ、建築物の立地状況等により適切に定めます。

### **(2) 商業系**

- ・商業地においては低密度（200%）を基本とし、必要に応じて高度利用を図ります。

### **(3) 工業系**

- ・ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）を基本とします。

## **3. 市街地の土地利用の方針**

### **(1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

- ・現在、各町の既成市街地内のほとんどは、住・商・工が混在する土地利用となっていますが、将来においては、これ以上の混在化による居住環境の悪化の防止を図るため、用途地域指定等の適切な土地利用の規制と誘導に努めます。

### **(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針**

- ・既成市街地においては、狭あいな生活道路、耐震基準を満たさない建物等により防災・防犯上の懸念が高まっています。このため、道路の拡幅や建物の耐震化・不燃化、地区計画等により居住環境の向上を図り、良好な市街地の形成を目指します。
- ・計画的な開発により形成された住宅団地については、その住環境の維持に努めます。

### **(3) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

- ・都市における全体的な緑地環境の保全を図るため、社寺境内等に残された樹林や公共施設の緑地の他、市街地内に点在する農地についても適宜保全を図ります。

## **4. その他の土地利用の方針**

### **(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針**

- ・本区域は、平地部のほぼ全域が農業振興地域に指定され、優良な農地が多く存在しているため、将来的にも自然環境の保全等の観点から、引き続き農地の保全を図ります。

### **(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観

点から保全し開発を抑制します。

- ・必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。

### **(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

- ・揖斐川を主軸に広がる扇状地を周辺の丘陵地で取り囲む地域特有の自然環境を守り、自然と人とのふれあいが保たれた潤いのある美しい環境形成を図るため、農業振興地域における農用地区域、丘陵地の茶畑や樹林地は積極的に保全を図ります。

### **(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針**

- ・集約型都市構造の実現に向け、原則として市街地外での開発は抑制します。ただし、開発許可基準に適合するものの他、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。
- ・既に工場などが立地している地域では、周辺の自然環境との調和に配慮した操業環境の維持に努めます。
- ・インターチェンジ開通に伴う新規開発に対しては、計画的な都市的土地利用を図るため、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、工業用地等の整備、工場や商業施設、交流・観光施設、医療施設等の立地の誘導を図ります。
- ・インターチェンジ周辺の特定用途制限地域内においては、用途地域の指定を検討し、良好な環境の維持・形成に努めます。

## **4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**

### **1. 交通施設の都市計画の決定の方針**

#### **(1) 基本方針**

##### **① 交通体系の整備の方針**

- ・都市計画道路が都市計画決定され、整備が進められていますが、より充実した道路体系の整備を図るため、新たな道路の計画を検討します。
- ・既に都市計画決定された道路において、未完成路線については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証し、その結果を踏まえ、路線の廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図ります。
- ・公共交通機関としての鉄道は、住民の通勤・通学手段等の役割に加え、超高齢社会において交通弱者に対する重要な施設であることから、その維持に努めます。
- ・バスについては、現行の路線バスやコミュニティバスの維持に努めるとともに、新たな路線の検討や利便性の向上を図ります。

## ② 整備水準の目標

- ・概ね 20 年後の整備水準の目標として、本区域における都市計画道路の配置密度を 0.23 km/km<sup>2</sup>とします

**(2) 主要な施設の配置の方針**

## ① 道路

種 別	路 線 名
近隣都市との連携を強化する路線	(都)東海環状自動車道、(国)303号、(国)417号、 (主)岐阜大野線
地域骨格道路(環状道路)	(都)大野揖斐川線、(都)池田揖斐川線、(都)池田岐阜線、(都)大垣神戸大野線、(仮称)大野揖斐川線(延伸)、 (仮称)池田揖斐川線(延伸)、(仮称)片山市橋線
地域骨格道路内の主要な東西軸	(都)三町大橋線、(都)大野池田線、(都)池田北線、(仮称)池田南線
地域骨格道路内の主要な南北軸	(都)池田神戸線

## ② 鉄道

- ・養老鉄道養老線と本区域内の 4 駅(揖斐駅、美濃本郷駅、北池野駅、池野駅)を住民の通勤・通学又は観光客の足としての役割を担う公共交通機関として位置付けます。

**(3) 主要な施設の整備目標**

優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都)東海環状自動車道	一部
	(都)大野揖斐川線	一部
	(都)池田神戸線	一部
	(都)大垣神戸大野線	一部

## 2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

**(1) 基本方針**

## ① 下水道及び河川の整備の方針

● 下水道

- ・土地利用計画との整合等を図りながら、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業による整備を推進します。ただし、公共下水道の対応が不可能な区域においては、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

● 河川

- ・洪水等の水害防止のため必要な河川改修を推進します。
- ・農業用水等河川の利活用を図るべく必要な施設整備を推進します。
- ・堤防道路や河川敷の遊歩道整備、親水空間の整備等周辺住民の生活に潤いをもたらす環境整備を推進します。
- ・河川は、自然環境、生態系の保全のため必要不可欠の要素であることから、これら自然との共生を整備における最重要課題の一つとして位置付けます。
- ・河川の本整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全をあわせて推進します。
- ・従来から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、雨水流出を抑制するための総合的な治水対策の推進を図ります。

② 整備水準の目標

● 下水道

- ・本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として、合併浄化槽等による処理を含めた汚水処理人口普及率 100%を目指します。

● 河川

- ・河川の本整備は、施設整備の現状を考慮し、県が管理する中小河川については中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する揖斐川・根尾川については、それぞれが目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）
河 川	桂川：1/5
	杭瀬川：1/5
	東川：1/5
	白石川：1/5

**(2) 主要な施設の配置の方針**

① 下水道

- ・公共下水道事業については、池田町内に池田処理区を配置し、終末処理場として東川右岸

に池田浄化センターを配置します。なお、今後、大野町内においても、事業化に向け処理区域等の検討を進めます。

- ・特定環境保全公共下水道事業については、揖斐川町内に脛永処理区及び揖斐処理区を配置し、終末処理場として脛永浄化センター及び揖斐浄化センターを配置します。

## ② 河川

- ・本区域を流れる一級河川は、3町にまたがる揖斐川や各町の境界を構成している根尾川、粕川をはじめ11河川あり、その中でも桂川、白石川、杭瀬川及び東川は、既成市街地に近く、都市の景観、環境や防災上重要度の高い河川として位置付けます。

### (3) 主要な施設の整備目標

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

#### ● 下水道

名 称	町 名	備 考
公共下水道	池田町	池田処理区
特定環境保全公共下水道	揖斐川町	揖斐処理区

#### ● 河川

名 称	備 考
桂川	河川改修
白石川	河川改修

## 3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

- ・火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設等は、社会基盤整備を進める上で欠くことのできない施設であることから、広域的な利用を考慮し、都市計画施設として位置付けます。

### (2) 主要な施設の配置の方針

#### ① 火葬場

- ・大野町北西部において、地域のイメージを損なわないよう、現在の自然や景観と一体化した環境共生型火葬場として揖斐広域斎場を配置します。

#### ② し尿処理施設

- ・揖斐川町地内に汚物処理場として、北和地区農業集落排水処理施設を配置します。

③ ごみ処理施設

- ・大野町南部に西濃環境保全センターを配置します。

**(3) 主要な施設の配置の方針**

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設はありません。

**4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上では、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。
- ・インターチェンジ周辺や鉄道駅周辺等交通利便性の高い地域では、無秩序な開発を抑制するため、土地区画整理事業等の計画的かつ具体的な市街地開発事業により、良好な市街地環境の形成を目指します。

2. 市街地整備の目標

- ・主要な市街地開発事業の決定の方針に基づき、優先的に概ね10年以内に実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

名 称	町 名	備 考
インターチェンジ周辺土地区画整理事業	大野町	施行予定
揖斐川町七間町土地区画整理事業	揖斐川町	施行予定

- ・公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、今後、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要がある場合には、適宜、市街地開発事業を進めます。

3. その他の市街地整備の方針

- ・既成市街地の整備にあたっては、地区計画等の活用により、生活道路等の地区施設の整備を進め、住環境の整備改善を行います。

**4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針**

1. 基本方針

**(1) 自然的環境の整備又は保全の方針**

- ・現在の豊かな自然環境を保全することと、身近な公園・広場を整備するという2つの視点より、公園、緑地等の適正な配置に努めます。



## (2) 整備水準の目標

- ・本区域における都市計画公園は、池田南部公園が決定されていますが、既に整備・供用されており、都市計画区域内人口一人当たりの公園面積は約0.6㎡/人（2018年度末）となっています。概ね20年後の整備水準の目標としては、現在の都市公園面積の維持を目指します。

## 2. 主要な緑地の配置の方針

### (1) 環境保全系統

- ・都市における全体的な緑地環境の保全及び市街地の無秩序なスプロール化の防止等を図るため、都市の骨格を形成する周辺の山林、主要河川、市街地周辺の農地を保全すべき緑地として位置付けます。
- ・緑の少ない市街地内においては、社寺境内等に残された樹林地や公共施設の緑地の他、市街地内農地についても適宜保全を図るとともに、公園、緑地の適正な配置を図ります。

### (2) レクリエーション系統

- ・地域住民のレクリエーションの場として、池田南部公園のほか、各町の骨格となる公園・緑地を配置します。
- ・地区の骨格を形成する大規模緑地は、周辺緑地と河川緑地であり、これらは各町にまたがって連続しているため、下記のとおり緑地の位置付けを共通化し、レクリエーション系統緑地のネットワーク化を図ります。

#### 【環状の軸】

- ・各町の周辺山林に多様なレクリエーション施設を位置付け、これらを環状にネットワークする地域レクリエーション軸の形成を図ります。

#### 【線状の軸】

- ・各町の境界を構成している揖斐川、根尾川、粕川の河川敷を交流緑地として位置付け、スポーツ、レクリエーション等の交流施設を整備します。

### (3) 防災系統

- ・災害時における一次避難地として、市街地内に街区公園等を適正に配置するとともに、幹線道路等の整備と併せて避難路のネットワーク化を図ります。
- ・保水機能を有する丘陵地や農地等を防災系緑地として位置付けます。
- ・保安林等の森林は、土砂流出・土砂災害の防止機能を有する緑地として保全します。

#### (4) 景観構成系統

- ・郷土景観を構成する緑地として、扇状地を取り囲む丘陵地の緑地、揖斐川、根尾川、粕川等の河川及び市街地周辺の農地を位置付けます。
- ・揖斐城跡等の城跡、国史跡野古墳群をはじめ地域に広がる古墳等の遺跡や稲荷神社の「一位檜」、国天然記念物揖斐二度ザクラなどは、地域の貴重な歴史や自然の財産であることから、その周辺景観と一体的に保全を図ります。

### 3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

種 別	整備・保全の内容
公 園	池田南部公園については、良好な自然的環境の保全、災害時の緩衝機能・レクリエーション機能の維持を目的に、今後も現在の都市計画公園としての環境・機能を維持

- ・郷土景観を構成するとともに、環境保全上も重要な緑地である丘陵地の緑地、揖斐川、根尾川、粕川等の河川及び市街地周辺の農地は、それぞれ自然公園、保安林、地域森林計画対象民有林、河川区域、農業振興地域における農用地区域等の指定等がされており、これらの法制度を遵守し、適切な管理を行います。

### 4. 主要な緑地の確保目標

- ・優先的に概ね10年以内に整備することを予定する具体の公園等の公共空地はありませんが、今後、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、必要に応じ公園等の公共空地の計画的な整備を進めます。

# 1 用語の解説

## 1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	<b>【定義】</b> ・ 県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。 ※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～位置付けます。 ～検討します。	<b>【定義】</b> ・ 目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	<b>【定義】</b> ・ 目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。
(仮称)○○	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)○○号	都市計画道路以外の一般国道
(主)○○線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)○○線	都市計画道路以外の一般県道

## 2 個別

用 語		説 明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
	アメニティ	快適性。住み心地の良さ。
い	インバウンド	訪日外国人旅行者誘致。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う	魚つき保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。魚つき保安林は、水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
	雨水流出抑制施設	治水対策の一環として、敷地内に降った雨水をそれぞれの敷地内で貯留、浸透させることにより、洪水発生を防止することを目的とした施設。具体的には、地下貯留槽などの貯留施設と、浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。
	ウォーターフロントパーク	河川、湖沼などの水際、水辺の公園。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
お	大型商業施設	主に大規模小売店舗立地法（大店立地法）が適用される店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超の大型商業施設（店舗）をいう。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念（オリベイズム）を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト（オリベプロジェクト）の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。

用 語		説 明
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
	合併浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
	既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
き	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用 語		説 明
く	区域区分	<p>都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。</li> <li>・区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。</li> </ul>
	区画道路	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあつては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	<p>用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。</li> <li>2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。</li> <li>3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。</li> <li>4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。</li> </ol>

用 語	説 明
	<p>生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。</p> <p>下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。</p>
下水道	
ゲストハウス	一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカー向けの宿泊施設。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
広域公園	都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
広域道路	県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。
広域防災拠点	広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
公共車両優先システム (PTPS)	交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。
公共水域	公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。

用 語	説 明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点と都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常社会生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。



用 語	説 明
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。(竹林を含む)
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
シェアサイクル	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
寺社叢（じしゃぞう）	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用 語	説 明
住区基幹公園	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	⇒コンパクトシティ【⇔分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第144条第1項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は8つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の5流域としている。その5流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
浸水想定区域 （洪水浸水想定区域）	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水棲生物	水中又は水辺に生息する生物。
ストックマネジメント	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ストリート・ファニチャー	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）をETC搭載車両に限定している。

用 語		説 明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分」）」と称している。【⇔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

用 語	説 明
第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
立場（たてば）	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60～80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
地域森林計画対象民有林	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
地域防災計画	ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ち

用 語	説 明
	<p>治水安全度</p> <p>水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は 1/10 である」といった場合、10 年に 1 回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成 9 年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。</p>
	<p>駐車場整備地区</p> <p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。</p>
	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。</p>
	<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21% を超える社会。高齢化率が 7% を超えたときに高齢化社会、14% を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
	<p>鳥獣保護区</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。</p>
	<p>調整池</p> <p>短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。</p>
つ	
て	<p>DID</p> <p>Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。</p> <p>低炭素社会</p> <p>二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。</p> <p>低・未利用地</p> <p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。</p>

用 語		説 明
	テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家	空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用 語	説 明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。2004 年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用 語	説 明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスポンジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）



用 語		説 明
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。（通称：レッドゾーン）
	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。
	土地利用計画	無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るための計画のこと。その実現のための手法には、区域区分（線引き）や地域地区（用途地域等）などがある。
な	内水排除	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	内水氾濫	内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地等）を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用 語		説 明
	配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。</li> <li>『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。</li> <li>計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。</li> <li>「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/km<sup>2</sup>。</li> </ul>
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バス高速輸送システム（BRT）	連節バス、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
	ハブ	交通の路線等が集中する場所。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ	非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
	ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用 語		説 明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なく「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることができることなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。

用 語		説 明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰り返し使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用 語		説 明
	緑地環境保全地域	市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第 25 条の規定により指定するもの。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る		
れ	歴史的景観地区	古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るための計画。
	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型	幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。